

貸切バスの公示運賃の見直しについて ～貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視（平 29. 7）の 勧告事項のフォローアップ～

1 該当する勧告（平 29. 7）とその対応状況（平 30. 6、令元. 10）

＜勧告趣旨＞

貸切バスの公示運賃は、安全コストを貸切バス事業者において賄うために必要な水準を維持することが必要。

公示運賃については、定期的に適切に見直すこと。



＜対応状況＞

- 公示運賃に関連して、その要素でもある手数料※₁の支払による実質的な下限割れが問題となったこと※₂から、その対策を優先
- 公示運賃の定期的な見直しについては、上記のように、その一部である手数料の適正化の対策を実施しているところである。

※₁ 貸切バス事業者から旅行者に支払われるもの。「貸切バスの各運行を成立させるに必要な一定数の客を集めるための広告宣伝等の費用であり、貸切バス事業者に代わって客を集めた旅行者がこれを受け取っている。」（国土交通省軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（第3回））とされる。

※₂ 国土交通省が平 28. 1 の軽井沢スキーバス事故後に設けた軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の検討が契機。同委員会は、平 28. 6、総合的対策をまとめ、その後、年1回、同対策のフォローアップのための会合を開催している。

2 今般の聴取（令元. 10）後の動き

- 当局から、公示運賃の平 26. 4 改定から5年経過し、公示運賃に影響を与える人件費に関し、この間の給与水準の変動の影響もあり得ることを指摘しつつ、早急な見直しを促した結果、本年中又は来年の年明けに開催を予定している「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」※₃から議論を進め、これを踏まえて、公示運賃の水準に関する検討の基礎となる貸切バス事業者の経費の調査を実施し、その分析結果を踏まえ、所要の措置を講ずるとしている。

※₃ 公示運賃の見直しを含めた適切な運賃の収受等について検討する場

3 当局における対応

- 上記2の取組状況を注視。定期的に報告を求めることとする。

「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

○勧告先：国土交通省 ○勧告日：平成29年7月28日 ○回答日：(1回目)平成30年6月8日 (2回目)令和元年9月11日 (改善状況は令和元年7月3日現在)

1 貸切バス事業者における法令遵守の徹底

主な勧告（調査結果）

○ 運送引受書に問題がない場合であっても、請求書等を確認し、運賃の下限割れの把握漏れを防止。悪質事例の共有等を通じた指導の徹底

- ・ 69事業者計712件中、運賃下限割れ運行が46事業者（66.7%）計210件（29.5%）あり → 下限額の半分以下となっている事例も（理由）制度の不知、契約受注のため下限割れを承知で引受け
- ・ 貸切バス事業者からは、運送引受書上の運賃偽装もあり得るとの意見あり

○ 公示運賃については、定期的に適切に見直すこと

- ・ 公示運賃処理要領において、国土交通省は、基準となる運賃・料金の額並びに上限及び下限の率や割増率については、原則として2年ごと、最初にあっては1年後に見直すことと規定
- ・ 国土交通省は、公示運賃が安全コストを賄うことができる水準にあるかどうか検討する必要あり。

主な改善措置状況

- 国土交通省は、地方運輸局等に対し、監査時等に運送引受書に問題がない場合であっても、請求書等を確認するよう改めて周知
- 国土交通省は、地方運輸局等に対し、悪質な事例を把握した場合、運賃の下限割れ等に係る違反内容や違反事実の確認方法をより詳細に記載し報告するよう指示
その結果、平成30年度は、地方運輸局等から運賃違反の悪質な事例を含む38件の報告があり、これらについて、平成31年4月に地方運輸局等へ伝達し、情報共有するとともに、地方運輸局等においては、当該情報を参考に、貸切バス事業者に対する監査を実施

<参考> 下限割れ運賃による運行を行う事業者割合
(届出運賃による收受不可事業者数/調査事業者数)
新運賃制度直前(平成26年3月まで): 60.9% 平成30年12月: 9.4%

- 手数料等の支払いにより実質的な下限割れ運賃となり、安全コストを賄うことができていない実態が社会問題化しており、手数料等による実質的な下限割れの防止に向けて、喫緊に取り組む必要
令和元年6月に省令及び告示を改正し、手数料等の取引額を明確化し、適切な運賃の收受について対策を実施

2 地方運輸局等による監査の徹底

主な勧告（調査結果）

- 指摘事項確認監査（注）等の適時かつ適切な実施に資するよう、監査計画の在り方の見直し

- 7地方運輸局において、
 - ・ 地方運輸局として監査計画を定めておらず、運輸支局が作成した監査予定表の報告を受けるのみ（3地方運輸局）
 - ・ 監査規則に定められた事項が網羅されていない（4地方運輸局）

（注）監査において法令違反が確認された事業者に対し、当該確認の日から30日以内には正状況を確認するために行う監査（平成28年12月から導入）

主な改善措置状況

- 全ての地方運輸局等において、監査の対象、時期等の監査規則に定められた事項が網羅された監査計画を作成しており、これに基づき、平成30年度の貸切バス事業者に対する監査611件において、法令違反が確認された445件に対し、30日以内に指摘事項確認監査を実施

＜参考＞指摘事項確認監査における是正状況
（法令違反是正確認件数/指摘事項確認監査件数）
平成29年度：99.6%（504件/506件） 平成30年度：99.1%（441件/445件）

3 安全情報開示の推進

主な勧告（調査結果）

- 貸切バスの利用者にとって判断がしやすい内容となるよう、専門用語について分かりやすく説明するなど、安全情報の内容を改善

- 安全情報に誤記が疑われるものや説明が不十分な用語あり
 - ・ 誤記の疑い：運転者の平均勤続年数が50年以上（10事業者）
 - ・ 利用者が安全を判断する指標の一つとなり得る「貸切バス事業者安全性評価認定」（セーフティバスマーク）が掲載されているが制度の説明なし（消費者庁アンケートでは8割超が制度を知らず）

- 公表した安全情報の利用者等への広報を充実させるとともに、利用者等が当該情報を容易に入手できるよう、その公表方法を一層工夫

- 安全情報の周知が不十分、内容が見づらい
 - ・ 国土交通省のホームページのトップページから安全情報が見つけづらい
 - ・ 安全情報の一覧表が見づらく、検索しづらい

主な改善措置状況

- 国土交通省のホームページ内の安全情報について、専門用語の解説の追加や明らかな誤記である情報の修正を行うとともに、貸切バス事業者安全性認定制度の解説ページへのリンクを設定
- 安全情報について、バス協会や観光庁のホームページにリンクを設定するとともに、国土交通省ホームページのトップページにリンクを設定
- 平成31年3月1日に貸切バス事業者の安全性をより判断しやすくなるよう、国土交通省ホームページ内に、貸切バス事業者の安全情報検索のページを新設
具体的には、検索条件に貸切バス事業者安全評価認定の項目等を設定し、安全確保への取組状況に対する優良度合いによって検索ができるようにするなど、貸切バス事業者の安全性を容易に検索できる仕様に改善

4 旅行業者に対する指導等の徹底

主な勧告（調査結果）

○ 貸切バス運賃の算出に必要な走行時間等について、運送引受書の記載事項や内容を確認するよう、旅行業者を指導

- ・ 28旅行業者計203件中、運送引受書の記載漏れが24旅行業者延べ599件あり
- ・ 運送引受書上で運賃の下限割れ疑いが14旅行業者計27件あり
→ 道路運送法違反が生じたことについて、旅行業者は貸切バス事業者が作成した運送引受書を信用し、その法令遵守を確認しなかったと主張
- ・ 運送引受書を保存していないものが3旅行業者あり

主な改善措置状況

- 平成30年度に貸切バスの運賃・料金制度に関する説明会を開催し、旅行業者と貸切バス事業者との取引の適正化が図られるよう、運送申込書・引受書の記載事項等の確認も含め、記載のルール等について周知
- 平成30年度に観光庁が立入検査を実施した65事業者において、運送引受書の作成・保存等が適切に行われていないものが9事業者あり、これらの事業者については、指摘事項に対する改善状況を確認済み

5 旅行業者への手数料の支払い状況

主な勧告（調査結果）

- 過大な手数料により、実質的に下限額を下回り、安全投資に支障が出るおそれのある貸切バス事業者を重点的に指導。その場合の契約先の旅行業者についても、自動車局と観光庁が連携して必要な対応

・ 手数料率が把握できた貸切バス事業者の運送契約454件中、手数料を差し引いた運賃・料金額が下限額の70%未満が27件、うち50%未満が6件

- 手数料に関する国土交通省窓口への通報について、第三者委員会^(注)及び公正取引委員会と連携した対応方法を具体化
- 第三者委員会の客観性の向上を検討。公正取引委員会へ直接連絡する方法を周知

・ 通報を受けた後の国土交通省の対応や公正取引委員会との連携方法が不明確
・ 第三者委員会の通報窓口が旅行業者の団体であり、通報しづらいとの意見

(注) 第三者委員会（貸切バスツアー適正取引推進委員会）

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）において、「旅行業者と貸切バス事業者の取引関係を適正化するため、手数料等について、専門家からなる独立性の高い通報対応組織（第三者委員会）を両業界の共同により設置する」とされたことから、平成28年8月30日に、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国旅行業協会及び一般社団法人日本旅行業協会により設置

主な改善措置状況

- 平成31年3月、貸切バス事業者と旅行業者との手数料等に係る取引対策の強化として、過大な手数料により、実質的に届出運賃の下限額を下回っている貸切バス事業者を把握した場合、貸切バス事業者と旅行業者の双方に対して調査等を実施し、法令違反と判断したときは、監査等の対象となった貸切バス事業者と関与した旅行業者に対して行政処分を実施することとした。また、実質的な下限割れ運賃の防止に向けて、省令及び告示を改正し手数料等の取引額を明確化した。

- 国土交通省の運賃・料金に関する通報窓口で受けた通報のうち、手数料等に関する通報については、第三者委員会へ通報し、独占禁止法に関する通報があれば、公正取引委員会へ情報提供するなど、連絡体制を整理

・ 国土交通省への通報214件（平成28年8月～31年1月）のうち、手数料に関する通報5件を第三者委員会へ通報

- より通報しやすい環境整備の一環として、平成30年1月、日本旅行業協会、全国旅行業協会及び日本バス協会の全てに通報窓口を設置するとともに、各協会のホームページに通報窓口バナーを設定
- 平成30年3月、国土交通省ホームページの「貸切バスの運賃・料金に関する通報窓口のご案内」に、公正取引委員会への連絡方法について明記し、周知
- 平成30年5月、第三者委員会の通報窓口のウェブサイトにて、通報案件の処理の流れや審査に当たっての考え方を公表